

特定廃棄物管理施設の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請書における確認事項について

<ご質問>

○ 本文の仕様表について該当する設備の性能を表す記載を追加すること。

<回答>

本文の仕様表について該当する設備の性能を表す記載の確認結果を以下に示す。

表 設備の性能を表す記載の確認結果

許可書	該当設備・機器	設工認対象箇所	対応内容
<p>商用系電源喪失時に予備電源設備から給電を受ける。</p>	<p>予備電源設備</p>	<p>第4編 表-53 (1) ディーゼル発電機</p>	<p>連続運転時間</p>
<p>クレーン及びパワーマニプレータ付クレーンは動力の供給が停止した場合でも、吊り荷を保持できる構造とする。</p>	<p>各セル内クレーン、パワマニ付クレーン、保守ホールのクレーン、サービスエリアクレーン</p>	<p>第1編 表-36 パワーマニプレータ付クレーンに係る設計条件及び仕様 (1) 前処理セル（分別エリア）のパワーマニプレータ付クレーン (2) 焼却溶融セルのパワーマニプレータ付クレーン 第1編 第1編 表-37 (1) 搬出入室のクレーン (2) 前処理セル（開缶エリア）のクレーン (3) 保守ホールのクレーン 第1編 表-38 サービスエリアのサービスエリアクレーンに係る設計条件及び仕様</p>	<p>（クレーンは動力の供給が停止した場合でも、吊り荷を保持できる構造とする。）</p>

許可書	該当設備・機器	設工認対象箇所	対応内容
タンク周囲には、廃液の漏えい拡大防止のために堰を設ける設計とする。	洗浄水処理室、排ガス処理室、廃樹脂乾燥室	第1編 表-92 堰に係る設計条件及び仕様 第4編 表-26 堰に係る設計条件及び仕様	(堰に係る設置場所、主要寸法、堰容量、対象設備、対象設備に係る公称容量、最大漏えい量)
予備電源の連続運転時間	二酸化炭素消火設備制御盤 GR型受信盤	第4編 表-46 ガス消火設備に係る設計条件及び仕様 (1) 二酸化炭素消火設備制御盤 (2) GR型受信機	(予備電源：停電時作動保証時間1時間)
	自動火災報知設備の受信機 避難用誘導設備	第4編 表-51 自動火災報知設備に係る設計条件及び仕様 第4編 (5) 避難用誘導設備	停電時作動保証時間
処理を行う運転条件として、焼却溶融炉の高周波加熱部の過熱を防止するための焼却溶融炉冷却水量、焼却溶融炉内を焼却溶融セル内より負圧に維持するための排ガス風量及び系統内負圧が確立しないと運転できない設計とする。	焼却溶融炉冷却水循環ポンプ A、B	第1編 表-54 焼却溶融設備の焼却溶融炉冷却水循環ポンプ A、B に係る設計条件及び仕様	焼却溶融炉冷却水ライン流量

許可書	該当設備・機器	設工認対象箇所	対応内容
焼却溶融炉の最高使用温度（排ガス温度：700℃）を超えないよう廃棄物の供給間隔を調整しつつ、排ガス温度が680℃となった場合は、警報を発するとともに、焼却溶融炉の高周波加熱電源を停止するインターロックを設ける。	焼却溶融炉	第1編 表-48 焼却溶融設備の焼却溶融炉に係る設計条件及び仕様	最高使用温度（排ガス温度700℃）
	計測制御設備 （温度に関する集中監視設備）	第2編 表-1 温度に関する計測制御設備に係る設計条件及び仕様 (1) 焼却溶融炉内排ガス温度	（温度が所定の値（680℃）を上回ったとき、高周波電源接触器を開放する。）
焼却溶融炉の高周波加熱部の過熱を防止するため、焼却溶融炉冷却水温度が所定値（80℃以下）を超えた場合は、警報を発するとともに、焼却溶融炉の高周波加熱電源を停止するインターロックを設ける。	焼却溶融炉高周波電源盤ポンプ	第1編 表-54 焼却溶融設備の焼却溶融炉冷却水循環ポンプA、Bに係る設計条件及び仕様	焼却溶融炉冷却水温度の条件
誤操作による被ばく防止のための線量インターロックを設け、エリア内の空間線量率が規定値（1mSv/h）以下の時のみ開閉可能な設計とする。	線量インターロック （遮蔽扉、天井ポート、搬出ポート）	第1編 表-94 (1) 線量インターロック	（空間線量率が規定値以下の時のみ。規定値 1mSv/h）

許可書	該当設備・機器	設工認対象箇所	対応内容
タンクの液位が容量に対して90%を超えるおそれがあるなどの液位の異常上昇を検知した場合は警報を発する	計測制御設備 (液位等に関する集中監視設備)	第2編 表-5 液位等に関する計測設備に係る設計条件及び仕様 (1) 固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽のタンク液位	(液位が所定の値(公称容量の90%)を上回ったとき。)
減容処理設備(焼却溶融炉、排ガス処理装置)の主要部又は流体の温度を監視、制御及び記録するとともに、温度が異常に上昇した場合は警報を発する設計とし、必要に応じ過熱を防止する制御を行う。	計測制御設備 (温度に関する集中監視設備)	第2編 表-1 温度に関する計測制御設備に係る設計条件及び仕様 (1) 焼却溶融炉内排ガス温度	(温度が所定の値(680℃)を上回ったとき。)
		第2編 表-1 温度に関する計測制御設備に係る設計条件及び仕様 (2) 2次燃焼器出口排ガス温度	(温度が所定の値(930℃)を上回ったとき。)
		第2編 表-1 温度に関する計測制御設備に係る設計条件及び仕様 (3) 排ガス冷却器出口排ガス温度	(温度が所定の値(230℃)を上回ったとき。)

許可書	該当設備・機器	設工認対象箇所	対応内容
減容処理設備のうち搬出入室、前処理セル、焼却溶融セル、焼却溶融炉内の負圧を監視、制御及び記録するとともに、これらの負圧が異常に低下した場合は警報を発する設計とし、必要に応じ負圧の異常を防止するための制御を行う。	計測制御設備 (圧力に関する集中監視設備)	第2編 表-2 圧力に関する計測制御設備に係る設計条件及び仕様 (1) 搬出入室の負圧	(室内の負圧が所定の値に達したとき。)
		第2編 表-2 圧力に関する計測制御設備に係る設計条件及び仕様 (2) 前処理セル (開缶エリア)の負圧	(セル内の負圧が所定の値に達したとき。)
		第2編 表-2 圧力に関する計測制御設備に係る設計条件及び仕様 (3) 前処理セル (分別エリア)の負圧	(セル内の負圧が所定の値に達したとき。)
		第2編 表-2 圧力に関する計測制御設備に係る設計条件及び仕様 (4) 焼却溶融セルの負圧	(セル内の負圧が所定の値に達したとき。)
		第2編 表-2 圧力に関する計測制御設備に係る設計条件及び仕様 (5) 保守ホールの負圧	(ホール内の負圧が所定の値に達したとき。)

許可書	該当設備・機器	設工認対象箇所	対応内容
【上記に続き】	【上記に続き】	第2編 表-2 圧力に関する計測制御設備に係る設計条件及び仕様 (6) 焼却溶融炉内の負圧	(負圧が所定の値を上回ったとき。)
固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽のタンク類の液位を監視及び記録するとともに、液位が異常に上昇した場合及び漏えいを検知した場合は警報を発する設計とし、必要に応じ廃液の受入れを停止する制御を行う。	計測制御設備 (液位等に関する集中監視設備)	第2編 表-5 (1) 固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽のタンク液位	(液位が所定の値(公称容量の90%)を上回ったとき。)
固体廃棄物減容処理施設の集中監視設備に集中的に表示する警報のうち、連続監視を必要とする前処理セル、焼却溶融セル及び保守ホールの負圧異常低下に関する警報系は、警備所に接続し、常時監視を行う。	計測制御設備 (圧力に関する集中監視設備)	第2編 表-6 集中監視設備に係る設計条件及び仕様	(集中的に表示する警報のうち、連続監視を必要とする前処理セル(開缶エリア)、前処理セル(分別エリア)、焼却溶融セル及び保守ホール(ホール出入室含む。)の負圧異常低下に関する警報を南門警備所に接続し、常時監視を行う設計とする。)

許可書	該当設備・機器	設工認対象箇所	対応内容
排気浄化装置には、高性能フィルタ1段を用い、系統捕集効率は0.3 μ m以上DOP粒子に対して99.9%以上とするとともに、扉を設け、排気フィルタの点検及び交換が容易な構造とする。	管理区域系排気設備	第4編 表-1 気体廃棄物の廃棄施設の排気浄化装置に係る設計条件及び仕様 (1) 管理区域系排気設備 (1/2) (2) 管理区域系排気設備 (2/2)	(捕集効率 99.9%以上 (0.3 μ m以上DOP粒子に対して))
排気浄化装置には、高性能フィルタ2段を用い、系統捕集効率は0.3 μ m以上DOP粒子に対して99.999%以上とするとともに、扉を設け、排気フィルタの点検及び交換が容易な構造とする。	セル系排気設備	第4編 表-1 気体廃棄物の廃棄施設の排気浄化装置に係る設計条件及び仕様 (3) セル系排気設備 (1/2) (4) セル系排気設備 (2/2)	(捕集効率 99.999%以上 (0.3 μ m以上DOP粒子に対して))
本設備の排気浄化装置には、高性能フィルタ1段を用い、系統捕集効率は0.3 μ m以上DOP粒子に対して99.9%以上とするとともに、扉を設け、排気フィルタの点検及び交換が容易な構造とする。	グローブボックス系排気設備	第4編 表-1 気体廃棄物の廃棄施設の排気浄化装置に係る設計条件及び仕様 (5) グローブボックス系排気設備	(捕集効率 99.9%以上 (0.3 μ m以上DOP粒子に対して))

許可書	該当設備・機器	設工認対象箇所	対応内容
本設備の排気浄化装置には、高性能フィルタ1段を用い、系統捕集効率は0.3 μ m以上DOP粒子に対して99.9%以上とするとともに、扉を設け、排気フィルタの点検及び交換が容易な構造とする。	フード系排気設備	第4編 表-1 気体廃棄物の廃棄施設の排気浄化装置に係る設計条件及び仕様 (6) フード系排気設備	(捕集効率 99.9%以上 (0.3 μ m 以上 DOP 粒子に対して))
本設備の排気浄化装置には、高性能フィルタ2段を用い、系統捕集効率は0.3 μ m以上DOP粒子に対して99.999%以上とするとともに、扉を設け、排気フィルタの点検及び交換が容易な構造とする。	予備系排気設備	第4編 表-1 気体廃棄物の廃棄施設の排気浄化装置に係る設計条件及び仕様 (7) 予備系排気設備	(捕集効率 99.999%以上 (0.3 μ m 以上 DOP 粒子に対して))
廃液貯槽のタンクには液位計を設け、建家内の運転監視室で液位を監視できるようにするとともに、液位がタンクの容量に対して90%を超える液位の異常上昇を検知した場合は、警報を発するとともに、液体廃棄物の受入れを停止する制御を行う。	計測制御設備 (液位等に関する集中監視設備)	第2編 表-5 (1) 固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽のタンク液位	(液位が所定の値 (公称容量の90%) を上回ったとき。)

許可書	該当設備・機器	設工認対象箇所	対応内容
排気風量 固体廃棄物減容処理施設排気筒 ; 約 64,000m ³ /h	排気筒	第2編 表-6 固体廃棄物減容 処理施設排気筒に係る設計条件 及び仕様	排気風量

以上